



平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

立証計画

2007（平成19）年9月21日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道



ほか39名

原告らは、以下のとおり、立証計画（予定）を提示する。

第1 人証

1 利水関係

(1) 証人の表示

〒341-0018

埼玉県三郷市3-20-4-305

証人 嶋 津 暉 之（同行・尋問時間90分）

立証の趣旨

水問題原論（北斗出版）等の著作を有する水問題研究者であり、同証人により、①群馬県における水需給の予測が不当であること、②群馬県が利水者として八ッ場ダム事業に参画した場合、不当な費用負担を被ること、③八ッ場ダム建設事業は利水上必要性のない事業であること等を立証する。

(2) 証人の表示

〒370-0801

群馬県高崎市上並榎町195-2 日本共産党西毛地区委員会

証人 伊 藤 祐 司 (同行・尋問時間60分)

立証の趣旨

元群馬県議会議員であり、同証人により、ハッ場ダム建設事業は、群馬県内の各地域において利水上必要性のない事業であること等を立証する。

(3) 証人の表示

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1 群馬県庁企画土地・水対策室水循環グループ
グループリーダー

証人 新 井 敏 (呼出・尋問時間90分)

立証の趣旨

群馬県庁企画土地・水対策室水循環グループのグループリーダーであり、群馬県における水資源計画の策定、水資源の確保対策等の責任者である。同証人により、①群馬県における水需給の予測が不当であること、②ハッ場ダム建設事業は利水上必要性のない事業であること等を立証する。

2 治水関係

(1) 証人の表示

〒950-2102

新潟県新潟市五十嵐二の町8390番地8

証人 大 熊 孝 (同行・尋問時間120分)

立証の趣旨

証人は、新潟大学自然科学系工学部建設学科教授であり、河川工学の分野においては、我が国有数の学識を持つ研究者である。とりわけ利根川の治水に関しては、「利根川治水の変遷と水害」(1981年初版、東京大学出版会刊)の著作にみるように、名実ともに我が国の第1人者である。

同証人によって、カスリーン台風時に八斗島地点で22,000m³/秒

もの洪水が生じた事実がないこと，国の利根川治水計画には大きな問題があって，現実性が希薄であること，本件八ツ場ダムは利根川の治水にとって役に立たない不要な施設であること等を立証する。

(2) 証人の表示

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局河川部長

証人 河崎和明（呼出・尋問時間120分）

立証の趣旨

証人は，現在，国土交通省関東地方整備局河川部長の職にあり，国の利根川治水計画を運営する責任者である。

本件では，国が行ったカスリーン台風再来時の計算において，利根川水系河川整備基本方針では八斗島地点の洪水流量が22,000 m³/秒となっており，その一方，利根川浸水想定区域図の計算では16,750 m³/秒とされ（甲B38, 39号証），両者の間に看過できない著しい差が生じており，22,000 m³/秒の科学的根拠が疑問視されるところ，同証人はこれらの計算条件，計算方法を把握している立場にある。

3 危険性関係

(1) 証人の表示

ダムサイトの危険性の証人

ただし，具体的な人選については未定である（学者及び実務家に要請中）。

立証の趣旨

2006年7月14日付原告準備書面（7）の内容全般

(2) 証人の表示

地すべりの危険性の証人

ただし，具体的な人選については未定である（学者及び実務家に要請中）。

立証の趣旨

2006年10月6日付原告準備書面（8）の内容全般

4 環境関係

証人の表示

〒105-0014

東京都港区芝3-1-14財団法人世界自然保護基金ジャパン

証人 花 輪 伸 一（同行・尋問時間60分）

立証の趣旨

ハッ場ダム建設の前提として被告らが実施し、また実施している調査は極めて不十分なものであり、そのため被告らの「ハッ場ダム建設は環境に影響なし」という主張は全く根拠がない。

証人は財団法人世界自然保護基金ジャパンの職員であり、同財団や財団法人日本野鳥の会等における活動を通じて、特に鳥類や哺乳類等の調査・研究に造詣が深い。

証人により、ハッ場ダム建設により周辺の環境が破壊されること、ハッ場ダム建設が環境に与える影響について被告らは調査をしたなどとは到底言える状態でないこと、等を立証する。

5 公共事業論

証人の表示

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学駿河台研究棟721号室

明治大学政治経済学部教授（政治学）

証人 西 川 伸 一（同行・尋問時間90分）

立証の趣旨

被告は、本件ハッ場ダムの有効性等を主張・立証するにあたり、国（国土交通省）の作成した書面・資料等を多数引用しているところ、このような国の作成した書面・資料等の信用性の評価にあたっては、国がハッ場ダム事業に関して、どのような利害関係を有するかについ

て、正当に評価された上でなされる必要がある。

証人は明治大学政治経済学部教授であって政治学を専門分野とする研究者であり、著書『官僚技官』においては、国の官僚制度と公共事業との関係について調査・分析し、公共事業はそれを立案・実行する官僚らの固有の利益のためになされている実態を明らかにしている。

証人によって、本件八ッ場ダム事業は、同事業を計画・実施する国土交通省の官僚らの固有の利益のために計画・実施されている事業であることを明らかにし、引いては、国が作成した書面・資料等の信用性については、その根拠が合理的なものであるかどうかを厳密に評価した上で、慎重になされるべきことを明らかにする。

第2 検 証

検証場所

- ① ダムサイト予定地（群馬県吾妻郡長野原町所在）
- ② 二社平（群馬県吾妻郡長野原町所在）
- ③ 吾妻溪谷，特に鹿飛橋周辺（群馬県吾妻郡東吾妻町所在）
- ④ 中和工場（群馬県吾妻郡草津町所在）及び品木ダム（群馬県吾妻郡六合村所在）
- ⑤ 利根川沿岸（群馬県利根郡みなかみ町月夜野から同県前橋市「昭和大橋」まで）

立証の趣旨

- ① ダムサイト予定地の地質
- ② ダムサイト予定地の地滑りの危険性
- ③ 良好な景観，自然の洪水調節機能
- ④ 堆砂及び水質悪化
- ⑤ 堤防の不存在 等

以上